

選奨規則

昭 52. 12. 10 制定 昭 53. 1. 27 改正 昭 58. 2. 21 改正
昭 58. 6. 17 改正 昭 58. 10. 4 改正 平 6. 9. 27 改正
平 17. 3. 15 改正 平 17. 9. 27 改正 平 20. 7. 23 改正
平 21. 4. 28 改正 平 21. 12. 16 改正 平 22. 4. 20 改正
平 25. 8. 6 改正 平 26. 10. 24 改正 平 26. 12. 19 改正
平 27. 7. 23 改正 平 29. 4. 22 改正 令 3. 5. 22 改正

第 1 章 総則

第 1 条 本学会定款第 5 条第五号に基づく、この法人の目的並びに事業に関して功績又は業績のあった者の表彰・奨励（以下「選奨」という。）はこの規則により行う。

第 2 条 選奨の種類は次のとおりとする。

- (1) 日本音響学会論文賞 (ASJ Paper Award)
- (2) 功績賞 (Prize for Distinguished Achievements in Acoustics)
- (3) 栗屋 潔学術奨励賞 (Awaya Prize Young Researcher Award)
- (4) 技術開発賞 (Technical Development Award)
- (5) 独創研究奨励賞 板倉記念 (Itakura Prize Innovative Young Researcher Award)
- (6) 環境音響研究賞 (Prize for Distinguished Research in Environmental Acoustics)

第 3 条 前条の贈呈を行ったときは、受賞者の氏名、業績の内容などを本学会誌に発表する。

第 2 章 日本音響学会論文賞

第 4 条 日本音響学会論文賞（以下「論文賞」という。）は、音響学に関し学術上及び技術上貢献するところが大きい研究業績を日本音響学会誌又は Acoustical Science and Technology 誌（以下「AST 誌」という。）に発表した本会の正会員又は学生会員である者に贈呈する。

2 日本音響学会誌に発表した論文から選定した和文論文を日本音響学会論文賞佐藤賞 (Sato prize ASJ Paper Award), AST 誌に発表した論文から選定した英文論文を日本音響学会論文賞古井賞 (Furui prize ASJ Paper Award) と称する。

第 5 条 論文賞に関する経費は、一般会計によるものとする。

第 6 条 論文賞は、原則として和文、英文それぞれ 1 編を選定する。

第 7 条 論文賞は、賞状、賞牌及び賞金とし、賞状及び賞牌は著者それぞれに、また、賞金は論文 1 編について 5 万円とする。

第 8 条 前条の賞状、賞牌及び賞金は、原則として春季研究発表会の際、贈呈する。

第 9 条 論文賞受賞予定論文を選定するため、毎年論文賞選定委員会を設ける。

第 10 条 論文賞選定委員会は、委員長、選定委員、幹事をもって構成する。

第 11 条 委員長は原則として副会長 1 名（在京）を、選定委員は各研究委員会から推薦された 1 名の正会員及び学術委員会委員長、編集委員会委員長、同論文部会主査・副主査及び幹事をあてる。

2. 委員長は、1 項の選定委員以外に各研究委員会委員等並びに各調査研究委員会委員等から追加して選定委員を依頼することができる。

第 12 条 論文賞受賞予定論文の選定は、別に定める選定手続により行う。

第 13 条 委員長は前条の手続により論文賞受賞予定論文の選定が終わったときは、その結果に選定経過を附して会長に報告する。

第 14 条 会長は前条の選定委員会の報告を役員会に諮り、審議の上、論文賞受賞論文を選定し、論文賞受賞者を決定する。

第 15 条 論文賞選定委員会は、役員会において論文賞受賞者が決定されたときをもって解散する。

日本音響学会論文賞受賞予定論文選定手続

昭 58. 2. 21 制定	昭 58. 10. 4 改正
平 6. 7. 28 改正	平 14. 8. 1 改正
平 19. 2. 22 改正	平 21. 12. 16 改正
平 29. 4. 22 改正	

選奨規則第 12 条による日本音響学会論文賞受賞予定論文の選定は、この手続に従って行う。

1 選定の対象となる論文は、授賞を行う年の前年及び前々年のそれぞれ 1 月から 12 月までの 2 年間に発行された日本音響学会誌及び Acoustical Science and Technology 誌に発表された論文又は Paper とする。ただし、前年度受賞論文は除く。

2. 委員長は、受賞予定論文の選定に当たり、広く受賞候補論文の推薦を求めることとし、原則として次の対応をする。

(1) 毎年 12 月に名誉会員、終身会員及び正会員に対し、推薦理由を付して受賞候補論文 2 編以内の記名推薦を求める。

(2) 毎年、日本音響学会論文賞推薦委員会を組織し、12 月に受賞候補論文の推薦を依頼する。同委員会は、原則として当学会役員、評議員及び編集委員会委員で構成する。ただし、選定委員となっているものは除外する。

3 委員長は、2 項(1)及び(2)による全受賞候補論文について、推薦状況及び論文査読時の査読者の意見等を取りまとめた資料を付して選定委員に 2 編以内の受賞候補論文の推薦を依頼する。

4 前項によって推薦された全受賞候補論文について、選定委員会は受賞資格を審査した後、査読者の意見を参考として合議の上、原則として上位 10 編以内を第 2 次受賞候補論文として選定する。

5. 選定委員会は、前項によって選定された第 2 次受賞候補論文を対象に、対象論文ごとに選定委員の中から複数の評定委員を定め、別に定める評定基準によって評定を行い、その結果を基にして合議により選奨規則第 6 条に定める日本音響学会論文賞受賞予定論文を選定する。

ただし、選定委員会の合意により選定委員以外の名誉会員、終身会員、正会員に評定委員を委嘱することができる。

6. 委員長は、前項の結果を選定経過とともに 2 月中旬までに会長に報告する。

附則 1) この手続の改正は平成 21 年 12 月 17 日から施行する。

2) この手続の改正は平成 29 年 4 月 22 日から施行する。